

医学部臨時定員について

奈良県の医学部臨時定員（地域枠）の経緯

- 本県では平成20年度から国の医学部臨時定員枠の増員の方針を活用し、医学部の定員を増員してきた。（H20年度、H21年度5名 H22年度から15名）
- 当該増員分については、医科大学では卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とした選抜枠を設置。県では当該枠での入学者に対し、卒業後貸与期間の1.5倍の期間（臨床研修期間を含む）、知事が指定する医師が不足する医療機関等で医師業務に従事することにより債務を免除する「緊急医師確保修学資金制度」を設置
- また、奈良医大と共同で、卒業後の医師がキャリア形成をしつつ地域医療に従事する仕組みを構築し、運用を行ってきた。
- 厚労省は、今後の医師需給を見据え、医学部の総定員を抑制し、都道府県間の偏在を解消するため、医師多数県の臨時定員を削減し、医師少数県に配分する方針。本県においても、令和7年度入学分から臨時定員の削減が始まっている。

本県の医学部臨時定員枠の増員

入学年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
医大	5	5	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	11
近大			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0
合計	5	5	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	12	11

都道府県ごとに5名までの暫定的な増員

根拠：緊急医師確保対策
対象年度：H20年度～29年度
規模：全国189人増員
県の対応：緊急医師確保修学資金制度創設（H20年度から貸与開始）
貸与枠5名設置

都道府県ごとに15名（プラス10名）までの暫定的な増員

根拠：・経済財政改革の基本方針2009
・新成長戦略
・医療従事者の需給に関する検討会（第1次中間取りまとめ）
対象年度：H22年度～H31年度 規模：全国360人増員
県の対応：緊急医師確保修学資金制度改正（近大医学部追加）
貸与枠増 5名→15名

15名の暫定的な増員を維持

根拠：医療従事者の需給に関する検討会（第1次～第3次中間取りまとめ）等
対象年度：令和2年～5年度

R6年度の15名の暫定的な増員を維持

根拠：令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）
「R元年度の医学部総定員数を上限とする。」

R7年度の臨時定員数の削減（15名から3名減）

根拠：第4回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会等

※**地域枠**：大学が、卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、他の入学者と区別して選抜を行う仕組み（国の定義）
本県では、この地域枠に対して「緊急医師確保修学資金」を貸与

令和9年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について

(令和7年12月4日付文科省・厚労省通知より抜粋)

1 令和9年度の医学部総定員の考え方について

令和9年度の医学部総定員は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、令和7年度の医学部総定員数(9,393人)に対して、地域の実情等に配慮しながらも、全体として削減が図られるよう対応することとする。

2 令和9年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて

令和8年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、令和9年度末まで1年間延長

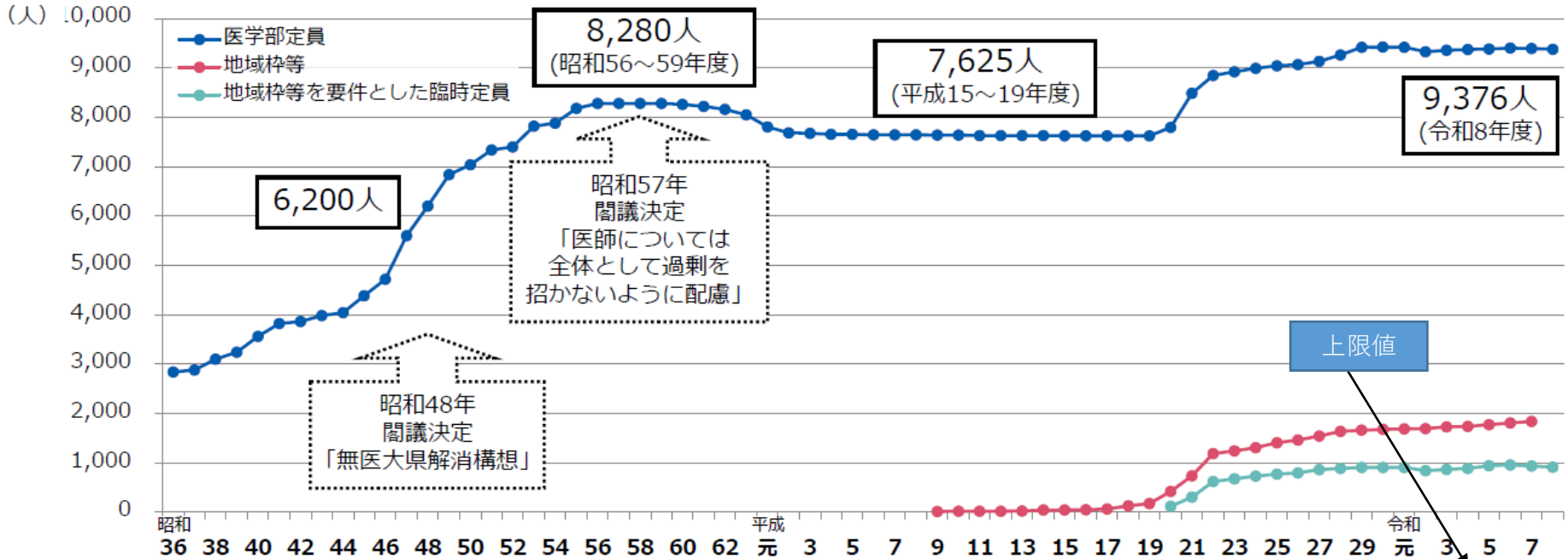
3 令和9年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっての考え方について

令和9年度の医学部入学定員の臨時的な増員に当たっては、各都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学との調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること。前年度を上回る地域枠数を設定する場合は、恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置を行うことを基本とし、各都道府県の臨時定員地域枠数は原則として令和8年度の数を超えないよう調整すること。なお、各都道府県は、地域に定着する医師を確保するための取組の状況を踏まえつつ、都道府県ごとの医師の流出入、地域枠医師以外を含む都道府県内への定着の意向の状況等を考慮した上で、確保すべき医師数(例えば、臨床研修や臨床研修修了後の時点で確保すべき人数等)を検討し、真に必要な地域枠数を検討すること。

文部科学省及び厚生労働省は、臨時定員全体の必要性に加えて、当該都道府県の医師確保計画の進捗状況や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、真に必要な範囲に限り臨時定員の設置を認めることとする。

医学部入学定員と地域枠の年次推移

- 平成20年度以降、医学部の入学定員が過去最大規模となっている。
 - 医学部定員に占める地域枠等*の数・割合も、増加してきている。(平成19年度：173人(2.3%) → 令和7年度：1,847人(19.9%)
- (*) 地域枠等：地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
医学部定員	7,625	7,793	8,486	8,846	8,923	8,991	9,041	9,069	9,134	9,262	9,420	9,419	9,420	9,330	9,357	9,374	9,384	9,403	9,393	9,376
医学部定員(自治医科大学を除く)	7,525	7,683	8,373	8,733	8,810	8,868	8,918	8,946	9,011	9,139	9,297	9,296	9,297	9,207	9,234	9,251	9,261	9,280	9,270	9,253
地域枠等以外の医学部定員	7,452	7,375	7,750	7,660	7,681	7,687	7,635	7,607	7,591	7,623	7,763	7,743	7,731	7,640	7,622	7,626	7,601	7,585	7,546	-
地域枠等	173	418	736	1,186	1,242	1,304	1,406	1,462	1,543	1,639	1,657	1,676	1,689	1,690	1,735	1,748	1,783	1,818	1,847	-
地域枠等の割合	2.3%	5.4%	8.8%	13.6%	14.1%	14.7%	15.8%	16.3%	17.1%	17.9%	17.8%	18.0%	18.2%	18.4%	18.8%	18.9%	19.3%	19.6%	19.9%	-
地域枠等を要件とした臨時定員	0	118	304	617	676	731	770	794	858	886	904	903	904	840	865	885	938	955	933	912
地域枠等を要件とした臨時定員の割合	0%	1.5%	3.6%	7.1%	7.7%	8.2%	8.6%	8.9%	9.5%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.1%	9.4%	9.6%	10.1%	10.3%	10.1%	-

※自治医科大学は、設立の趣旨に鑑み地域枠等からは除く。

(地域枠等及び地域枠等を要件とした臨時定員の人数について、文部科学省高等教育局医学教育課調

令和9年度の医学部入学定員等の臨時的な増加の取扱いについて

令和8年4月22日付文科省・厚労省通知、
第14回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会資料より抜粋

医師多数県の臨時定員の調整

医師多数県の臨時定員については令和8年度臨時定員から令和6年度臨時定員に0.2を乗じた数を減算した上で、以下の調整を行う。

奈良県の場合

R6定員15名×0.2 → **3名減算**

－人口変化率等の要件にあてはまる医師多数県については、令和6年度臨時定員に0.1を乗じた数を復元

奈良県の場合

R6定員15名×0.1 → **2名復元**

→ **令和8年度臨時定員11名から1名減**

R9臨時定員数：10名

【参考】令和8年度

地域枠15名
(臨時定員11名、恒久定員4名)

收容定員
の種別

地域枠等
の種別

奈良県立医科大学 (定員111名)

恒久定員 100名

臨時定員
11名

一般枠 75名

地元
出身者枠
21名

地域枠
4名

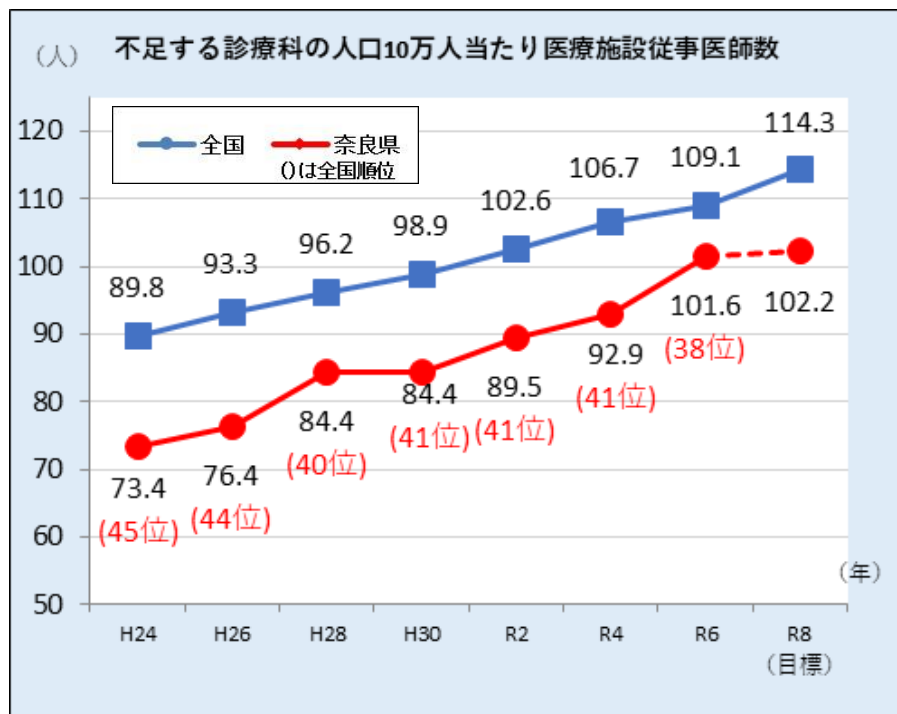
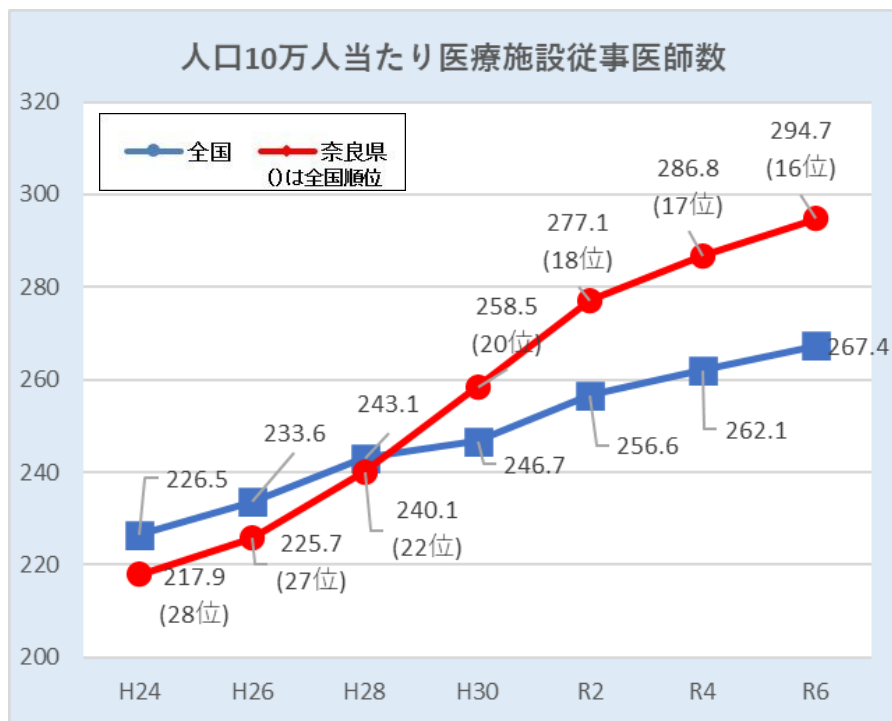
11名

地域枠15名

令和9年度医学部臨時定員（地域枠）の増員希望について

1 本県の診療科偏在について

- ・10万人あたりの医師数は平成28年度に全国平均を超過
- ・R4調査においては、呼吸器内科・腎臓内科・糖尿病内科・精神科・呼吸器外科・小児外科・産婦人科等は**全国平均を下回る状況**（「医師・歯科医師・薬剤師調査」参照）
→R6調査においては呼吸器内科及び小児外科は全国平均を上回ったが、**診療科偏在、へき地をはじめとする地域偏在は解消されない状況**



令和9年度医学部臨時定員（地域枠）の増員希望について

2 医学部臨時定員（地域枠）の効果

令和8年度には、奨学金の貸与を受けた93名の医師が県内において勤務しており、**地域間及び診療科間の偏在の解消に効果があると考えられる。**

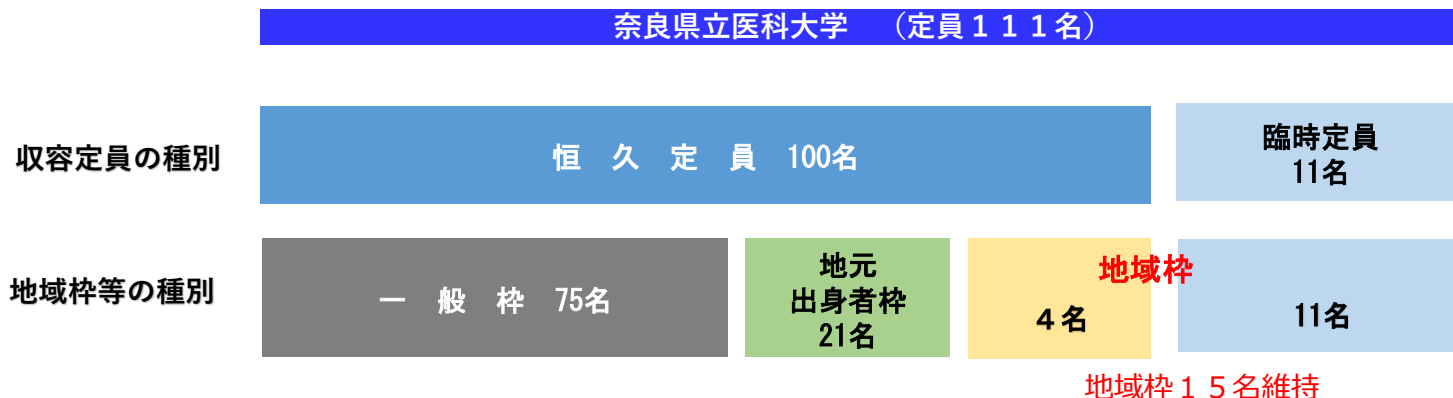
◆ 県費奨学生医師の配置実績(令和8年5月時点)

		(単位:人)															
診療科	区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小児科	緊急						2	2	3	5	5	6	9	9	9	7	10
	医師確保		2	2	2	2	3	4	2	1	1	1	1	3	3	3	2
	小計	0	2	2	2	2	5	6	5	6	6	7	10	12	12	10	12
産婦人科	緊急						1	2	4	5	6	6	10	7	6	6	6
	医師確保	1	2	3	6	6	5	5	5	3	2	2	2	2	2	2	1
	小計	1	2	3	6	6	6	7	9	10	9	8	12	9	8	8	7
麻酔科	緊急							1	4	5	4	7	8	6	7	8	8
	医師確保	1	1	1	1	1		1	1	1	2	2	2	1	0	0	0
	小計	1	1	1	1	1	0	2	5	6	6	9	10	7	7	8	8
救急科	緊急								3	3	4	4	3	6	6	3	6
	医師確保				2	2	2	1	1	3	2	3	3	2	1	1	0
	小計	0	0	0	2	2	2	1	4	6	6	7	6	8	7	4	6
外科	緊急											1	2	2	5	5	5
	医師確保											1	1	0	0	1	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	2	5	6	6
脳神経外科	緊急															0	2
	医師確保													1	1	1	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3
総合診療科	緊急								2	4	6	6	7	10	13	12	13
	医師確保		1	1	1				1	1	1	0	1	1	1	1	1
	小計	0	1	1	1	0	0	0	3	5	7	6	8	11	14	13	14
総合内科分野	緊急								1	5	9	12	16	20	21	22	22
	医師確保								1	1	3	4	6	7	6	5	5
	小計	0	0	0	0	0	0	0	2	6	12	16	22	27	27	27	27
児童精神分野	緊急									3	4	4	8	7	8	8	8
	医師確保											0	1	1	1	1	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	4	8	8	9	9	9
へき地	緊急							1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	医師確保			1	1	1								0	0	0	0
	小計	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
合計	緊急	0	0	0	0	0	3	6	18	31	39	47	64	69	76	72	81
	医師確保	2	6	8	13	12	10	11	11	12	12	13	16	18	15	15	12
	小計	2	6	8	13	12	13	17	29	43	51	60	80	87	91	87	93

令和9年度医学部臨時定員（地域枠）の増員希望について

令和8年度

地域枠15名（臨時定員11名、恒久定員4名）



令和9年度

地域枠15名（臨時定員10名、恒久定員5名）

臨時定員1名減

・・・地元出身者枠1名減→地域枠に振替

※奈良県立医科大学との協議の結果、削減される人数（1名）については、恒久定員（地元出身者枠）から振替を行うこととしたい。



令和9年度医学部臨時定員（地域枠）の増員希望について

大学と恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置についての調整

- 令和8年5月より**奈良県立医科大学**教育支援課と恒久定員内への地域枠の設置について調整

スケジュール

令和8年6月 令和8年度医学部臨時定員地域枠の増員希望について地対協で協議

令和8年5～6月 令和8年度医学部臨時定員増に関する意向調査（国から県及び医大に対して）

令和8年6月 臨時定員増員希望について、厚生労働省・文科省が県及び医大に対してヒアリングを実施

令和8年10月 国による臨時定員の決定

本日の協議事項

- 令和9年度医学部臨時定員（地域枠）の増員希望と地域枠の定義を満たしていることの確認

令和9年度医学部臨時定員（地域枠）について（案）

1 令和5年度以降の地域枠等の定義について（令和4年4月18日付厚労省通知）

令和5年度以降の「地域枠」の定義が以下のとおり整理され、令和9年度の臨時定員（地域枠）の増員にあたっては、以下で示す「地域枠」の定義を満たしていることを確認する必要がある。

項目	国定義	本県の状況
対象	地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜	奈良県立医科大学：全国
選抜方法	別枠方式	同左
協議の場	地域医療対策協議会で協議の上、設定	地域医療対策協議会で協議 ※県費医師の派遣先調整、キャリア形成については、県費奨学生配置センター運営会議にて協議
同意取得方法	志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意	地域枠入学試験合格時に書面同意が必要 （令和6年度地域枠学生から実施）
従事要件	① 卒業直後より当該都道府県内で9年間以上従事 ② 将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加	同左
奨学金貸与	問わない	貸与

2 令和9年度医学部臨時定員（地域枠）に関する協議事項

（1）医学部臨時定員（緊急医師確保枠）の設定数について

- ・10名の臨時定員を希望する。
- ・R8臨時定員11名から削減される人数（1名）については、恒久定員（地元出身者枠）から振替を行う。

- （2）従事要件・キャリア形成プログラムの内容
（3）修学資金貸与額について
（4）地域定着策について
（5）離脱要件について

令和5年度第5回地域医療対策協議会で協議した内容から**変更なし**